

●印鑑登録と証明

黒埼町の住民基本台帳に記載されているか、外国人登録をしている15歳以上の人は、1人1個の印鑑を登録できます。印鑑証明とは、本人の登録(届出)した印鑑の印影であることを公証するものです。不動産の取引、金銭貸借など重要な取引に使用されますので、取扱いは十分慎重に。

●印鑑を登録するとき

【本人が手続きする場合】①登録する印鑑 ②本人であることを証明する次のいずれかのもの-(7)運転免許証 (イ)パスポート (ウ)官公署発行の許可証・身分証明書(写真付きでプレス印(特殊押圧加工)のある有効期限内のもの)の提示が必要になります。

上記②によって、本人であることが確認できれば、その場で印鑑手帳を発行します。②がなくて本人であることが確認できない場合は、自宅へ照会書を郵送します。照会書が届きましたら、照会書についている回答書を本人が持参してください。このときに印鑑手帳を発行します。

【代理人が手続きする場合】①登録する印鑑 ※代理人の場合は、その場で印鑑手帳は発行出来ません。本人の意思を確認するため、本人の自宅へ照会書を郵送します。

届きましたら、照会書についている回答書を本人が代理人が持参してください。このときに印鑑手帳を発行します。代理人が受領する場合は認印が必要です。

●印鑑登録のできない印鑑

1. 住民票、外国人登録原票に記載されている氏名、氏又は名及び氏又は名の一部を組み合わせたもので表されていないもの(名については漢字、ひらがな又はカタカナに替えられているものを除く。)
2. 印影の一辺の長さが2センチメートル以上のもの又は6ミリメートル以下のもの
3. 職業その他の事項を表しているもの
4. ゴム印、その他印影の変化しやすいもの
5. 流し込み、その他により多量に製造されていると認められるもの
6. き損、又はま滅しているもの
7. 印影が明瞭でないもの
8. その他町長が適当でないものと認めたもの

●印鑑登録証明書の交付を受けるとき

印鑑登録証明書が必要なときは、住民福祉課へ必ず印鑑手帳を持参して、交付申請をしてください。印鑑手帳がないと証明書交付は受けられません。実印は不要。

害や差別につながるなど不当な目的によるときは交付できません。

●住民票の写しは

住民福祉課では、住民票の写しなどを交付します。なお、他人の住民票を請求するときは、理由を具体的に書いていただきますが、その請求がプライバシーや人権の侵害などにつながる不当な目的によるときは交付できません。

■各種証明書の交付■

●戸籍関係の証明は

戸籍関係の証明は、本籍地の区市役所・町村役場へ申請します。現住所地の役所ではありません。

本籍地が黒埼町の場合、戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明、附票の写し、身分証明書などは、住民福祉課へご請求ください。なお、他人の戸籍を請求するときは、請求理由を具体的に示し、その請求がプライバシーの侵

■証明書類の申請方法と手数料■

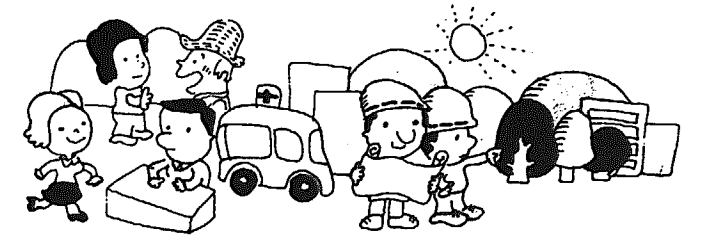
種 類	手 数 料	備 考
戸 籍 謄 本	1通 400円	戸籍に記載されている方(除籍された方を含む)全部を写したものです。使用目的により、請求者に制限があります。
戸 籍 抄 本	1通 400円	戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけを写したものです。手続きは謄本の場合と同じです。
除 籍 謄 本	1通 700円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍で、全部を写したものです。請求者に制限があります。請求者の印鑑が必要です。
除 籍 抄 本	1通 700円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍で、必要とする方だけを写したものです。手続きは謄本の場合と同じです。
戸籍記載事項証明書	1件 300円	戸籍原本に記載されている事項を証明するもの。手続きは戸籍謄本の場合と同じです。
除籍記載事項証明書	1件 400円	除籍原本に記載されている事項を証明するもの。手続きは除籍謄本の場合と同じです。
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている方の住所の異動について写したものです。正確な本籍地と戸籍筆頭者名をお知らせください。 ※(2)
身分証明書	1通 300円	禁治産、準禁治産、破産の宣告の有無についての証明。本人以外の方が申請するときは、委任状が必要です。請求者の印鑑が必要です。
住民票の写し	3人まで300円 ※(3)	世帯の全員または必要な方の住民票を写したものです。正確な住所、世帯主名をお知らせください。 ※(2)
住民票の記載事項証明書	1通 300円 ※(1)	生存証明など、住民票に記載されている事項を証明するもの。正確な住所、氏名をお知らせください。証明に必要な書類(ハガキなど)が必要です。 ※(2)
転出証明書	無 料	国民健康保険証・国民年金手帳(加入している方)、印鑑手帳(登録している方)が必要です。 ※(2)
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑手帳が必要です。

※(1)年金の現況届は無料です。 ※(2)戸籍の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、転出証明書の請求・交付には、請求者の印鑑が必要です。 ※(3)4人以上1名増すごとに50円加算

届出は期間内にしましょう

■戸籍の届出■ 住民福祉課

戸籍は、出生から死亡までの身分関係を公に証明する大切なものです。届出の期間が定められているものは、必ず期間内に届け出てください。



●戸籍に関する主な届出

こんなとき	この届出を	いつまでに	持参するもの(くわしくはおたずねください)
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内	○届書(医師・助産婦の証明済のもの) ○届出人(父または母)の印鑑 ○母子健康手帳 ○健康保険証 ○保護者の銀行口座番号
親族や同居者が死亡したとき	死亡届	死亡を知った日から7日以内	○届書(医師の証明済のもの) ○届出人の印鑑 ○国民健康保険加入者は保険証
結婚するとき	婚姻届	届けた日に効力を生ずる	○届書(証人2人の署名、押印のあるもの) ○届出人(夫、妻)の印鑑 ○戸籍謄本(黒埼町に本籍のない方のみ)
離婚するとき	離婚届		
離婚後も氏を変えたくないとき	離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)	離婚届と同時に離婚届後3か月以内	○届書 ○届出人の印鑑 ○戸籍謄本(黒埼町に本籍のない方のみ)
養子縁組をするとき	養子縁組届	届けた日に効力を生ずる	○届書(証人2人の署名、押印のあるもの) ○届出人(養親、養子または法定代理人)の印鑑 ○戸籍謄本(黒埼町に本籍のない方のみ)
養子離縁するとき	養子離縁届		
本籍を変更したいとき	転籍届	届けた日に効力を生ずる	○届書 ○届出人の印鑑(夫婦の場合は各1本ずつ) ○戸籍謄本(黒埼町に本籍のない方のみ)
	分籍届		
婚姻届、離婚届などで本人の意志に基づかない届出がされるおそれがあるとき	不受理申出	届けた日に効力を生ずる	○届書 ○届出人の印鑑

※届出はすべて1通で、届出先は住民福祉課です。

住民異動に関する届出の種類	届出の場所	届出の期間	届出人	届出の際必要なもの			
				届出人の印鑑	国民健康保険証	国民年金手帳	転出証明書
転入届	黒埼町に転入したときする届け	新しく住所を定めた日から14日以内	本人または世帯主	○	○	○	○
転居届	町内で住所が変わったときする届け	転居した日から14日以内		○	○	○	
世帯変更届	世帯主変更、世帯の分離合併	変更のあった日から14日以内		○	○	○	
転出届	町外へ住所を移すときする届け	転出する日まで		○	○	○	転出届を出すときは交付を受ける

■住民票と印鑑登録■ 住民福祉課

●住民票

住民票とは住民基本台帳法に基づき、世帯ごとに作成し、町民一人ひとりの住所、氏名、生年月日などが記載

されています。選挙人名簿の登録、義務教育の就学、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。日常生活に関係の深い住民票に変更があったら必ず届出をしましょう。